

令和2年分の
所得税確定申告から

青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります!!

平成30年度税制改正での主な変更点は、次のとおりです。

◆改正1 個人の方の所得税について

- ・ **青色申告特別控除額**が変わります！ (現行65万円 ⇒ 改正後 55万円)
- ・ **基礎控除額**が変わります！ (現行38万円 ⇒ 改正後 48万円)

更に

◆改正2 「(改正後)55万円の青色申告特別控除額」の適用要件に加えて

- ・ 確定申告書とすべての決算書※1を e-Taxによる申告(電子申告)
又は電子帳簿保存を行うと、

引き続き65万円の青色申告特別控除額が受けられます！

※ 以上の改正は、令和2年分以降の所得税について適用されます。

※ 10万円の青色申告特別控除額の改正はありませんので、これまで同様となります。

65万円の青色申告特別控除額を受けするための要件

時期	令和元年分確定申告まで	令和2年分確定申告から
青色申告特別控除額の要件	(1) 正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2) 申告書に貸借対照表と 損益計算書などを添付 (3) 期限内申告	改正前と同じ + ① 確定申告書と <u>すべての決算書※1</u> を e-Taxによる申告(電子申告) または、 ② 電子帳簿保存 (令和2年9月29日までに提出)

※1 『すべての決算書をe-Taxによる申告(電子申告)』とは、個々に作成した決算書を送信する事をいいます。なので、店舗ごとに決算書を個々に作成している方(一般の決算書を複数作成している)、不動産賃貸で物件ごとや持分割合等で決算書を個々に作成している方(不動産の決算書を複数作成している)は、お使いの会計ソフト等によっては、同じ種類の決算書まとめてe-Taxによる申告(電子申告)ができない場合があります、今まで通り青色申告特別控除の65万円が受ける事ができなくなる場合がありますので、早めに青色申告会事務局までご相談ください。
(会計ソフト「ブルーリターンA」は同じ種類の決算書を複数まとめて送信することはできません。)

令和2年度の主な改正事項

1. 所得控除等関係

(1) ひとり親控除が次のとおり創設されました。

① 居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。以下同じ。）に該当する場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除する。

イ その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、その年分の総所得金額等の合計額が48万円以下のものに限る。）を有すること。

ロ 合計所得金額が500万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる次に掲げる者がいないこと。

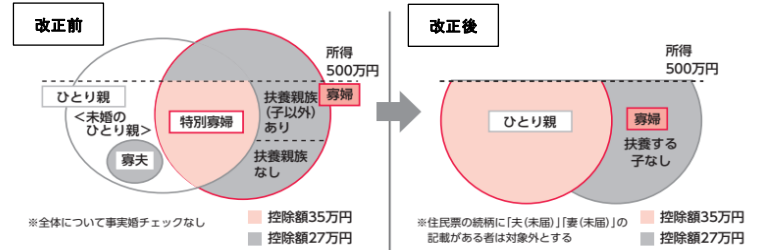
(イ) その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

(ロ) その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

② 上記①のひとり親控除は、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できる。

《適用関係》上記①の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。上記②の改正は、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用されます。なお、給与所得者については、令和2年分の年末調整においてひとり親控除を適用できることとする経過措置が講じられています。

【未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除見直し】



【改正前後の所得税における所得控除の額(万円)】

改正前		寡婦(寡夫)控除				改正後		ひとり親控除			
配偶関係	死別	死別	離別	離別	配偶関係	死別	死別	離別	離別	未婚のひとり親	未婚のひとり親
本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	500万~	~500万
扶養親族	子	35	27	35	27	子	35	-	35	-	35
	子以外	27	27	27	27	子以外	27	-	27	-	-
	無	27	-	-	-	無	27	-	-	-	-
扶養親族	子	27	-	27	-	子	35	-	35	-	35
	子以外	-	-	-	-	子以外	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	無	-	-	-	-	-

(2) 寡婦控除について、次の見直しを行った上で、従前の寡婦（寡夫）控除を上記(1)のひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組するとともに、寡婦控除の特例が廃止されました。

① 扶養親族を有する寡婦についても、上記(1)①ロの要件を追加する。

② 上記(1)①ハの要件を追加する。

《適用関係》この改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

2. 扶養親族等の範囲について、次の改正が行われました。

(1) 勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下（改正前：65万円以下）に引き上げる。

(2) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げる。

(3) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げる。

3. 配偶者特別控除について、対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げることとされました。